

被害にあわれた方へ

千葉県警察



| | | | |
|-------|-----|-------|---|
| _____ | 警察署 | _____ | 課 |
| 担当者 | | | |
| 電話 | | (内線 |) |

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）による支援

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（千葉CVS）は、犯罪の被害にあわれた方などが再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的に設置された千葉県公安委員会指定の民間犯罪被害者支援団体であり、警察、裁判所、医療機関等への付添い支援を行うほか、犯罪の被害にあわれた方などの相談やカウンセリング等の活動をすべて無料で行っています。

◎「情報提供票」について

千葉CVSによる支援を受けるために必要となるものです。

支援を希望される方は、支援を担当する警察官にお申し出ください。

なお、千葉CVS職員には、守秘義務が課せられ、情報管理が徹底されています。

別記様式

| 情 報 提 供 票 | |
|--------------------------|---|
| 情報提供日時 | 令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分 |
| 情報提供元 | 千葉県 警察署・隊 (担当者名 課) |
| 情報受理担当者 | 団体名 受理者 |
| 被害者等の氏名 及び連絡先等 | 氏 名 年齢 歳 性別 男性・女性 住 所 連絡先 被害者との関係 () |
| 犯罪被害の概要 | |
| そ の 他 | |
| 情報提供の 同意に関する 署名・捺印 | 署 名 印 (保護者等 印) |

備考1：該当する箇所を○で囲むこと。

2：「その他」の欄には、被害者等が希望する援助の内容や警察において既に行った援助の内容などを記載する。

3：被害者等が少年の場合、保護者等からも同様の措置を施しておくこと。

はじめに

この被害者の手引は、被害にあわれた方やご家族の方に

- 警察の捜査や裁判は、どのように進み、犯人にはどのような手続きで処罰されるのか。
- 警察が捜査のためにどのようなご協力をお願いするのか。
- 被害にあわれた方が利用できる制度にはどのようなものがあるのか。

といったことを分かりやすくお知らせするためのものです。

被害後の心理

犯罪被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体や心に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。



回復に向けて

回復にかかる時間は人によって違うので、焦らないでください。

困っていることをご家族やご友人に話してみましょう。安心できる人と一緒に過ごすことは、とても大切なことです。

あまり頑張りすぎないことが大切です。

ご家族はあたたかく、ゆったりとした気持ちで十分な安心感を伝えましょう。

こんなとき

心身の苦痛がつらすぎる、話したくても自分の気持ちを話せる人がいない。

千葉県警察には精神的なケアを行うカウンセラーがいます。

ぜひ、利用してみてください。

043-201-0110 (内線2706)



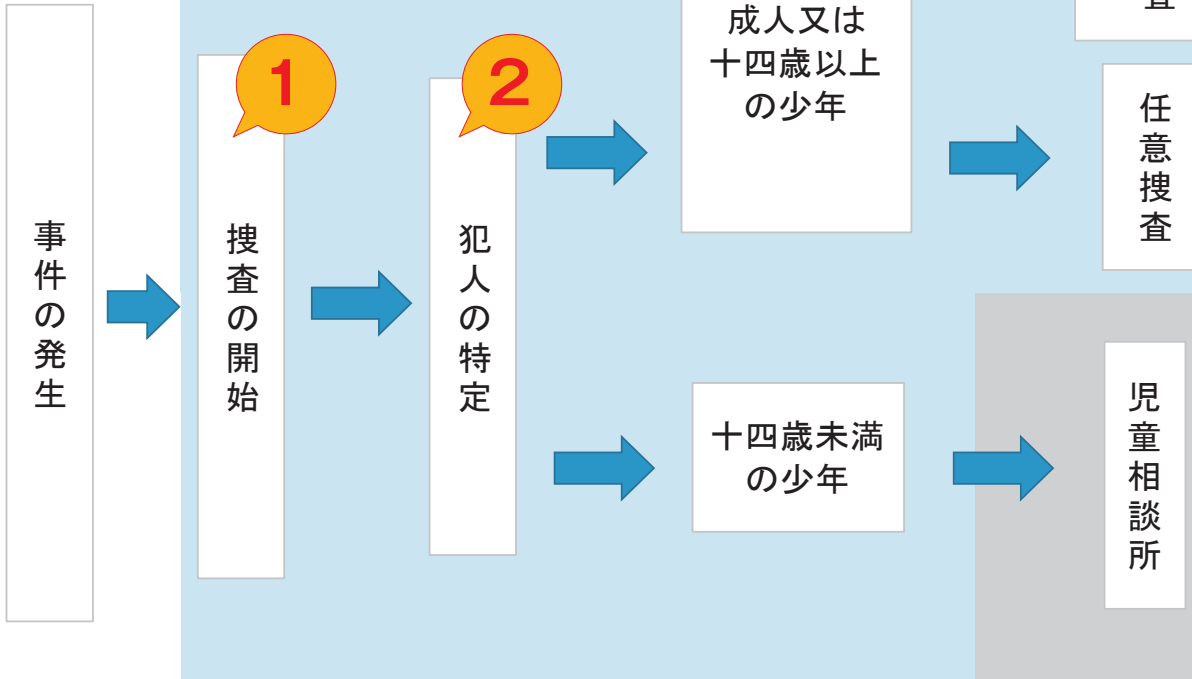
千葉県警察

犯罪被害者支援ホームページ

www.police.pref.chiba.jp/keimuka/orders_forVictim.html



刑事手続きの流れ



被害者の方々にご協力していただくこと

● 事情聴取

担当警察官が被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。

● 証拠品の提出

被害の状況を明らかにするため、被害当時に着ていた衣類、持ち物等について提出をお願いすることがあります。

提出したものは、保管の必要がなくなれば返却することができます。

● 実況見分等への立ち会い

警察官が被害の場所を確認する際、立ち会いをしていただく場合があります。

事実の解明や犯罪の立証に必要なことである程度の時間が必要となります。



利用できる各種制度

被害者支援要員制度

被害者連絡制度

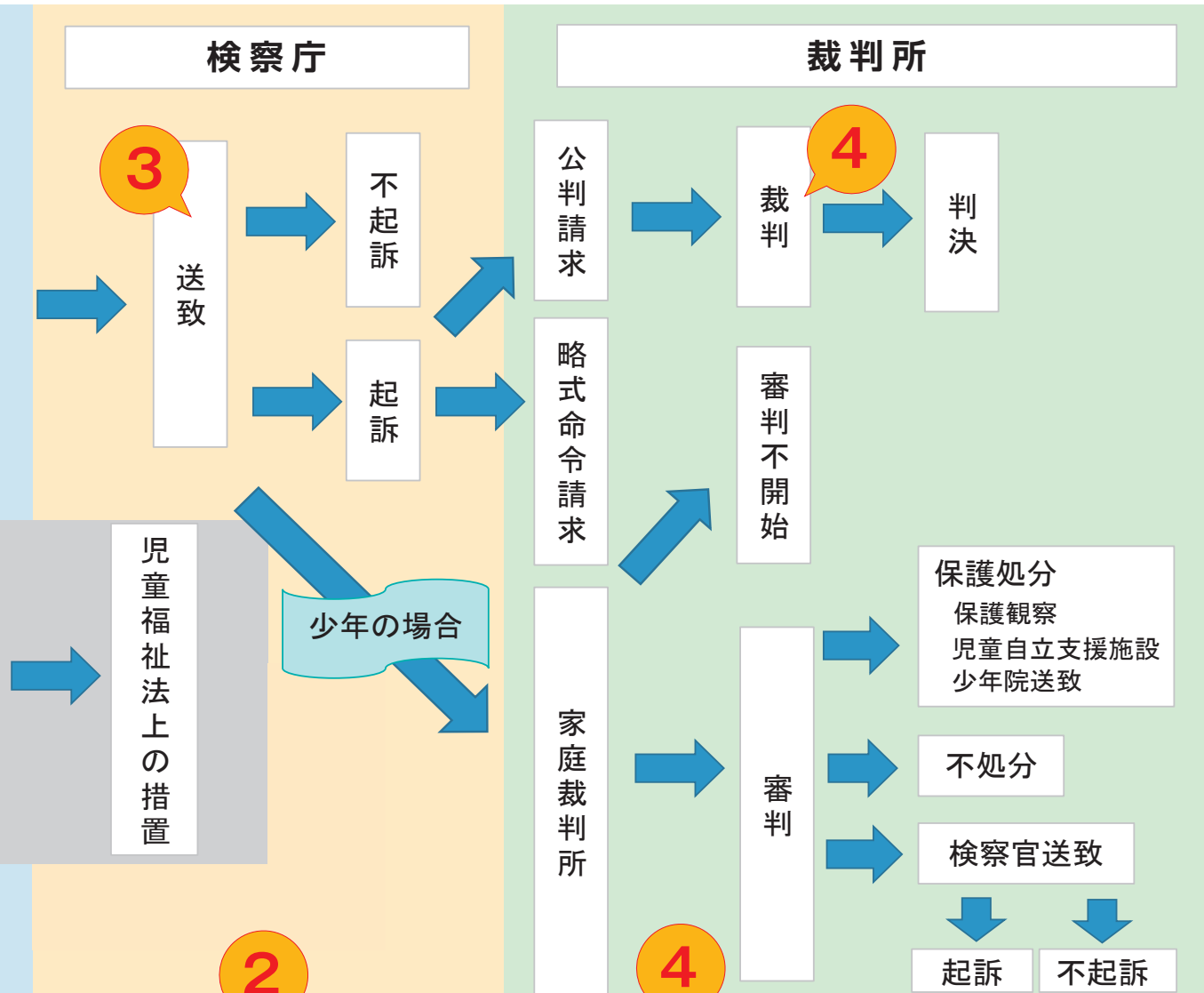
カウンセリング制度

再被害防止・保護制度

公費負担制度

検察庁

裁判所



2

● 犯人の確認

犯人と思われる人物が分かった際、その人が犯人か確認してもらうことがあります。その場合、写真やマジックミラー等で確認していただきます。

3

● 検察官の事情聴取

検察官が犯人を起訴するため被害者の状況等を再度確認させていただきます。

4

● 裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のために公判で証言していただくことがあります。その際、皆様のご要望に対して様々な制度があります。(5ページを参照してください)



公判における各種制度

証人尋問、優先的傍聴、被害者参加制度、刑事和解等

犯罪被害給付制度

被害者等通知制度
【検察庁・保護観察所等】

各種制度が利用できる時期の目安については担当の警察官・検察官等にご確認ください。

警察における各種支援制度

警察では、被害にあわれた方の負担を少しでも和らげるため各種制度を設けており、被害直後から支援活動を行っています。

ただし、事件の内容等によっては利用できない制度もありますので、詳しくは担当の警察官にご確認ください。

◆ 被害者支援要員制度

捜査を担当する警察官とは別に指定された警察官が被害者支援活動を行います。

- 付添い …………… 病院手配、自宅等への送迎
- ヒアリング …………… 心配事の相談、事情聴取の補助
- 関係団体の紹介 …………… 千葉CVS、その他関係団体への紹介等



◆ 被害者連絡制度

捜査を担当している警察官等が下記の事項等について連絡します。

- 捜査状況 …………… 捜査に支障のない範囲内の内容
- 犯人の検挙状況 …………… 犯人の検挙の有無、犯人の氏名等
- 逮捕した犯人の処分状況 送致した事件の起訴、不起訴等の処分結果

◆ 公費負担制度

犯罪の被害にあわれた方に対する精神的・経済的負担を軽減する目的で、その被害にかかる費用を警察で負担する制度です。

【怪我をした場合】

医療機関の診察を受けた際に発生する

初診料…被害の怪我を理由として、医師の診察の初診に要した費用です。
(傷の消毒、縫合等の処置料は含みません。)

診断書料…医療機関の医師が作成した診断書の発行費用です。
(警察の捜査のために必要とするものに限りません。)

【お亡くなりになられた場合】

遺体修復費…司法解剖（捜査を目的とした解剖）を終えたご遺体に生じる縫合した痕等を化粧等により目立たなくする処置を施します。

遺体搬送費…警察署からご自宅又はご遺族が希望する場所までご遺体を搬送した際に発生する費用です。

【そのほか利用できるもの】

一時避難措置費用…ご自宅が犯罪によって引き続き住むことが困難な場合や犯人等から危害を加えられる恐れがある場合等にホテル等に避難するための費用です。

ハウスクリーニング費用…犯罪行為により被害にあわれた方のご自宅が血痕等により汚染された場合、業者による清掃ができます。

カウンセリング費用…心理的補助を必要とされる方が医療機関や相談機関に相談した際の費用です。

◆ 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

給付金は一時金として支給されます。

遺族給付金

犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額

重傷病給付金

負傷又は疾病にかかった日から3年間の医療費自己負担額と休業損害を考慮した額を合算した額

障害給付金

犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額

◆ 再被害防止・保護制度

被害にあわれた方が、再度、同じ犯人等から被害を受けるおそれがある場合に、防犯指導や所要の警戒措置を行うほかご要望に応じて犯人の釈放等に関する情報を提供しています。

また、犯人が暴力団等の場合は、保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を図っています。

公判における各種支援制度

検察官が事件を裁判所に公判請求した後、被害にあわれた方やそのご家族は裁判において証人として証言していただくことがあります。
詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

| 制度 | 内容 |
|-------------|--|
| 証人への付添い | 証言をする際、不安や緊張を和らげるためご家族やカウンセラーに付き添ってもらうことができます。 |
| 証人への遮へい | 被告人や傍聴人との間についたてなどを置き、周りの視線を気にせず証言できるようにします。 |
| ビデオリンク方式 | 証言する際、別室からモニターを通じて証言することができます。 |
| 優先的傍聴 | 被害にあわれた方やそのご家族の方は優先的に裁判を傍聴できる制度が設けられています。 |
| 被害者参加制度 | 被害にあわれた方やそのご家族の方が、刑事裁判に参加して被告人質問や被害についての心情等の意見を述べるすることができます。 また、刑事裁判の参加を弁護士に委託し、援助を受けることや、資力が乏しい方は国選弁護制度を利用することもできます。 |
| 公判記録の閲覧・コピー | 公判中の記録を被害にあわれた方やそのご家族の方が閲覧・コピーすることができます。 |
| 刑事和解 | 被害にあわれた方やそのご家族と被告人との間に和解が成立した場合、公判調書を作成し、この公判調書を利用して民事裁判を起こさずして強制執行の手続きを取ることができます。 |

その他の支援制度

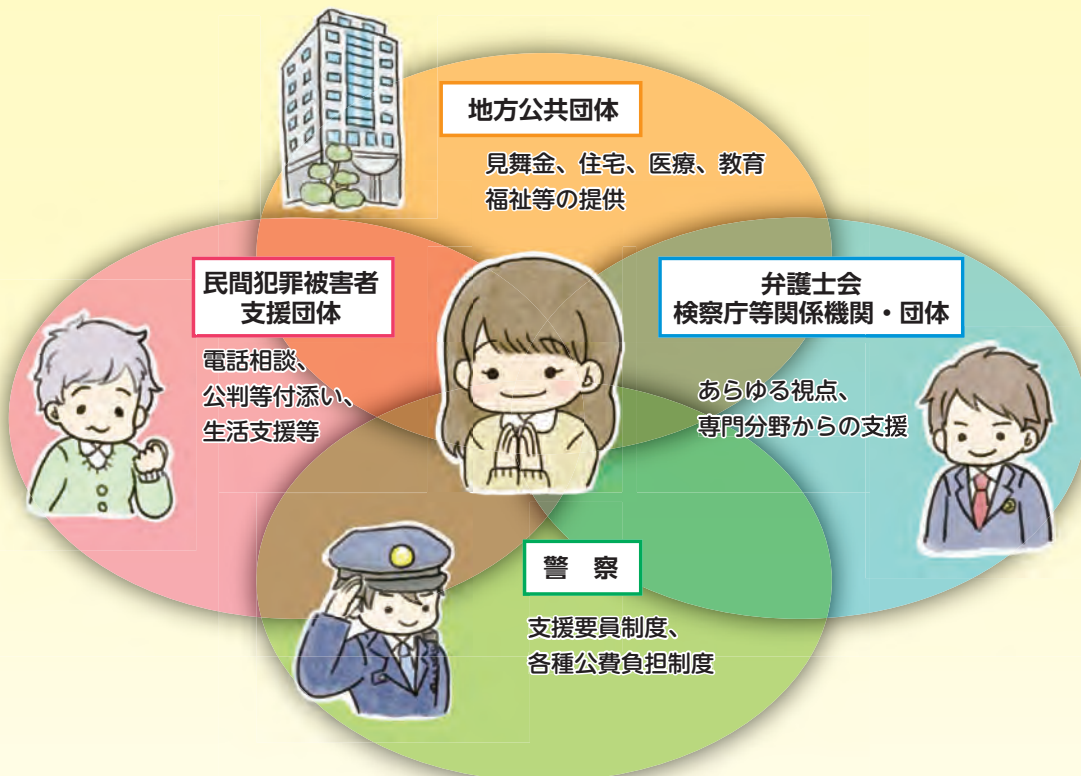
検察庁、保護観察所等では被害にあわれた方々の希望に応じて、犯人の処遇や出所情報などについて通知する「被害者等通知制度」があります。

また、心神喪失等で公判に至らなかった犯人に対しては、「医療観察制度」がありますので詳しくは担当の検察官等にご確認ください。

各種相談窓口

| | | |
|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
| 千葉県警察本部性犯罪110番 | 性犯罪被害等に関する相談 | 0120-01-8103※ [短縮ダイヤル#8103] |
| 千葉県環境生活部くらし安全推進課 防犯対策推進室 | 犯罪被害者等への情報提供と相談機 関や支援機関の紹介 | 043-223-2267 |
| 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 【千葉CVS】 | 付添い支援やカウンセリング等 | 043-225-5450 |
| 千葉地方検察庁 | 被害者ホットライン | 043-221-2065 |
| NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと | 性暴力、性犯罪に関する医療支援、 カウンセリング | 043-251-8500 |
| 千葉保護観察所 | 医療観察制度の相談 少年犯罪に関する窓口 | 043-204-7793 043-204-7794 |
| 千葉県弁護士会 | 弁護士の電話相談 | 043-227-8433 |
| 日本司法センター法テラス千葉 | 法制度、相談窓口のご案内や弁護士 の紹介 | 050-3383-5381 |
| 公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議 | 暴力団に関する相談 | 043-254-8930 |
| 千葉県労働相談センター | 解雇、賃金等労働問題に関する相談 | 043-223-2744 |
| 財団法人犯罪被害救援基金 | 犯罪遺児への給与、指導、相談等 | 03-5226-1020 |

※短縮ダイヤル（#8103）は、電話会社により通話料金が発生します。



被害にあわれた方々が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、社会全体で被害にあわれた方々を支えていきます。